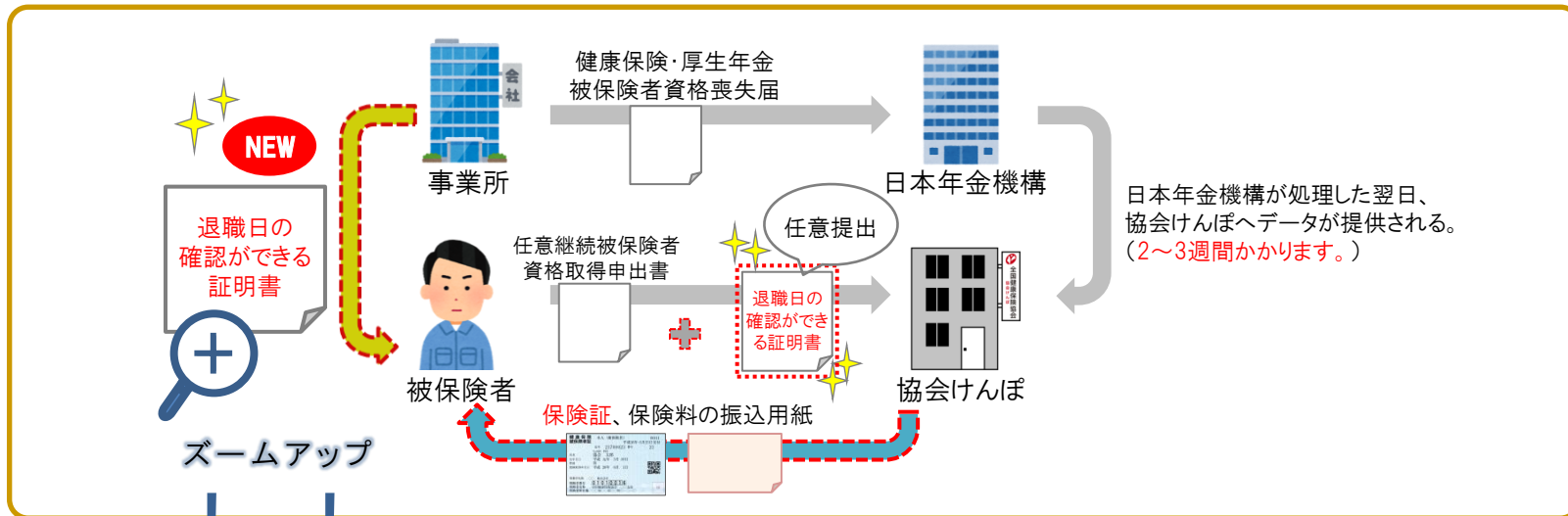


●健康保険証交付の流れ

令和元年10月～[退職日の確認ができる証明書があれば、健康保険証を早く発行できるようになりました!]



健康保険 資格喪失証明書

- 1.健康保険証の記号・番号
- 2.被保険者氏名
- 3.住所
- 4.生年月日
- 5.資格喪失日
- 6.証明年月日
- 7.事業所所在地
- 8.事業所名称
- 9.事業主氏名
- 10.電話番号

①
事業主の印

提出書類によって流れが2つに分かれます。

- 添付書類として退職日の確認ができる証明書の提出が**ない**場合
日本年金機構から協会けんぽへ資格喪失に関するデータが提供されてから健康保険証等が発行されます。
- 添付書類として退職日の確認ができる証明書の提出が**ある**場合
添付書類等に不備がなければ、**受付から1週間程度**で健康保険証等が発行(郵送)されます。(2～3週間お待ちいただくことがありません。)

なお、退職日の確認ができる証明書は左記のとおり^の証明書のほか、次の①～③の書類の**いずれか**でも差支えございません。

- ①事業主が証明した退職証明書の写し
- ②雇用保険被保険者離職票の写し
- ③健康保険・厚生年金被保険者資格喪失届の写し

また、上記と名称が異なる証明書でも、資格喪失の事実が確認できて、事業主または公的機関の証明印が押されていれば、添付書類として提出いただけます。